

横浜市住宅供給公社の物件は

「登録不要で客付可能」

# 入居希望者をご紹介ください!

!!!  
ご相談ください!!



- ・ホームページ掲載物件は客付可能です! ※1
- ・一般賃貸・法人契約の物件も多数あります! ※1

※広告費・賃料調整可能物件あります!

※1 高優賃は除きます。



※写真はイメージです。家具調度品は含みません。

## ヨコハマ・りびいん

ヨコハマ・りびいんとは、自ら居住するための住宅を必要とし収入が一定の範囲内である方に、家賃負担を軽減するために横浜市が家賃の一部を補助し、横浜市住宅供給公社が募集・管理を行うファミリー向けの民間の賃貸マンションです。

### 入居者のメリット

「ヨコハマ・りびいん」は優良な物件で安心して入居できるだけでなく、礼金・更新料・仲介手数料などが必要ありません。入居者に嬉しいメリットがたくさん揃っている賃貸物件です。

|     |    |
|-----|----|
| 礼金  | 0円 |
| 仲介料 |    |
| 更新料 |    |

+

家賃補助付  
※補助なし区分除く

### 保証会社利用可能

〈例えば〉  
平成15年1月1日管理開始物件の補助率について  
家賃111,000円の場合

※入居者負担額は、100円未満切り上げとなります  
※管理(制度)開始月を基準に1年で補助額が減額になります

- 平成30年12月31日まで
- 1型の方... 97,200円(87.5%の負担額)
  - 2型の方... 101,300円(91.25%の負担額)
- 平成31年1月1日から
- 1型の方... 99,900円(90.0%の負担額)
  - 2型の方... 103,300円(93.0%の負担額)

### 成約手数料をお支払いいたします

成約手数料は  
本来家賃の1ヶ月分をお支払いいたします。

〈例〉

家賃111,000円  
の場合



本来家賃  
111,000円

1型入居負担額  
97,200円

入居



左記のような場合でも、  
手数料は「本来家賃」の  
119,880円(8%税込)  
をお支払いいたします。

※上記の手数料はご紹介いただき、必要書類を全て揃えていただいた場合です。ご紹介のみの場合は、70%の手数料をお支払いいたします。詳しくはお問合せください。

つくる、つなげる、再生する。  
横浜市住宅供給公社

横浜市住宅供給公社は都道府県とみなされ宅地建物取引業法の規定は適用されません。

横浜市神奈川区栄町8-1ヨコハマポートサイドビル4F 横浜市住宅供給公社 賃貸住宅募集窓口

営業時間/10:00~17:00 ※定休日/火・水曜日(祝祭日含む)

TEL.045-451-7766 FAX.045-451-7707

〈ホームページ〉

<http://www.yokohama-livein.jp/>  
紹介制度のご説明をいたします。是非お問合せください。

## 空家先着順受付について

- **空家はすべて先着順受付です(抽選ではありません)。**  
※ 先着順受付となりますので、ご希望の住宅が既に申込済みになっている場合があります。
- **空家先着順物件にお申込み後、約1ヵ月以内(物件により異なります)でご入居いただきます。**  
※ 早期入居も対応可能です。ご相談ください。

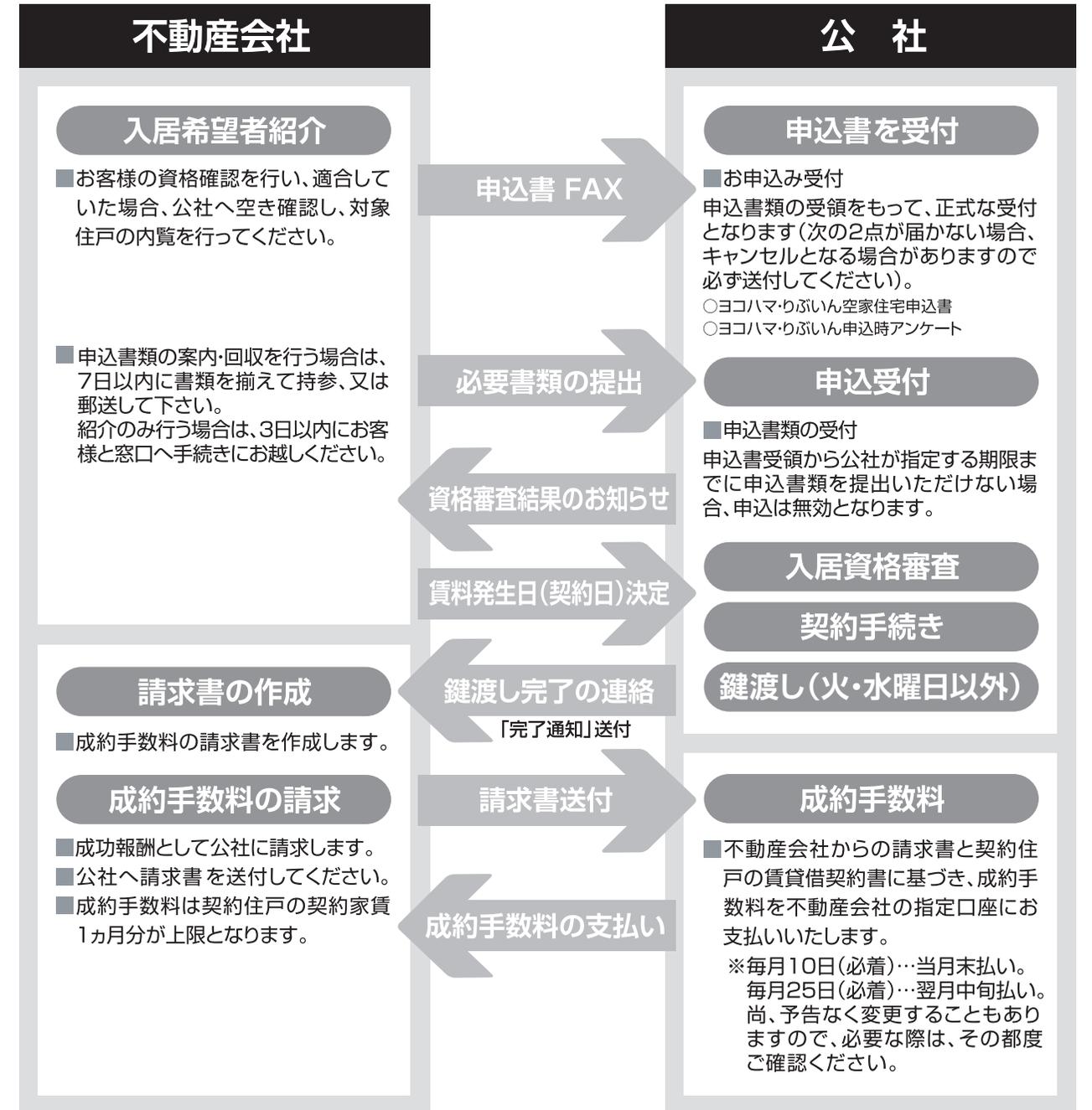
### 申込資格

お申込みをされる方は次の事項のすべてに該当している必要があります。  
横浜市在住・在勤以外の方もお申込みができます。  
また、勤務先名との連名による三者契約(法人契約)もできます。※事業主の同意が必要です。家賃補助は受けられません。

- ① **申込本人及び同居者が住民基本台帳に登録されている方。**  
※登録されている方であれば外国人の方でもお申込みできます。
- ② **同居の親族がある方または単身の方。**
  - 同居できる親族とは、配偶者(内縁関係にある者を含む)または2親等以内の親族を基本とする。
  - 6親等以内の親族及び3親等以内の姻族の場合で、扶養関係がある場合や介護する必要がある場合など、同居する理由がある場合は、申込むことができます。なお、直系親族の場合は、扶養関係の有無に関わらず申込むことができます。
  - 現在、婚約中であり、入居までに婚姻予定の場合(入居までに婚姻が成立しない場合は、延期願いの提出により6ヶ月以内の延期措置を認めることができます)。
  - 現在、同居している世帯を不自然に分割して申込むことはできません。
  - 離婚が成立していない夫婦を分割して申込む場合は、入居までに離婚が成立する場合又は、住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合。
  - 単身の方は、一定の公募期間が過ぎた住戸に関しては補助金制度適応外で入居可能になります。※別途収入審査がございます。
  - 申込者及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない方。世帯に暴力団員(平成3年法律第77号第2条6号に規定)がいると判明した場合、申込むことができません。
- ③ **収入審査後の世帯月収額が次の収入基準を満たす方。**  
※世帯月収額とは、1年間の総所得金額から控除金額を差し引き、12で割ったものです。毎月の給与金額ではありません。
  - (1) 200,000円～601,000円
  - (2) 一部の住宅では下記による一定の条件に該当した場合は申込みできる場合があります。
    - ア 収入基準、下限の緩和
      - 入居者(申込本人)は、158,001円から申込みが可能となります。
      - 収入が158,001円を下回った場合でも、18歳未満の同居者を有する場合、同居者控除を差し引かないことで158,001円を上回れば入居できることがあります。詳細はお問い合わせください。
    - イ 収入基準、上限の緩和(家賃補助はありません)
      - 601,000円の上限を超えても入居することができます。
      - その場合使用期間は5年以内とし、定期建物賃貸借契約を締結していただきます。詳細はお問い合わせください。
  - 入居審査と助成金(負担額)の算出方法は次のとおりです。
    - 1: 入居審査  
現在収入(最新の源泉徴収票等)に基づく世帯の月額収入によって算出します。
    - 2: 家賃助成金の審査(負担額)  
最新の課税証明書に基づく世帯の月額収入によって算出します。なお、次年度以降も毎年6月に審査があり、審査に必要な書類を提出していただきます。
- ④ **連帯保証人を立てられる方。**  
連帯保証人は原則として国内に在住する契約者の親族(75歳以下)で申込世帯と同程度以上の収入がある方。  
※保証会社を利用することができる住宅もございます。利用には別途保証会社による審査があり、保証委託料(契約費料、共益費、駐車場の使用料の合計2%～)が発生します。
- ⑤ **契約金(家賃・共益費・敷金満額家賃の3ヶ月分\*・鍵交換費用・火災保険など)を指定日までに全て納入できる方。**  
※敷金は住宅により異なり0～3ヶ月に設定されています。
- ⑥ **住民税の滞納がない方。**
- ⑦ **申込者及び同居親族が自己名義の住宅を所有していないこと。**  
持家の方及び現在すでにヨコハマ・りぶいん制度でご入居されている方はお申込みできません。ただし、次の事項のいずれかに該当している方は申込みできます。
  - ①著しく老朽化している住宅に現在住居し、ヨコハマ・りぶいん入居後に取り壊す方。
  - ②差押え又は正当な事由による立退き要求等により自己名義の家屋を所有していないこととなる方。
  - ③自己の所有する住宅から勤務箇所に至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路での通勤所要時間が2時間以上かかる方。
  - ④自己の所有する住宅の住戸専用面積が最低住居面積水準未満である方。
  - ⑤自己の所有する住宅が固定資産登録台帳の区分に「店舗」あるいは「事務所等」と登録されている方。
- ⑧ **契約日より1ヶ月以内に住民票を移動し、入居完了届を提出できる方。**  
※現在、ヨコハマ・りぶいん制度により入居されている方は、申し込むことはできません。ただし、世帯員の一部が独立する場合は申し込むことができます。
- ⑨ **円満な共同生活を営める方。**

## ヨコハマ・りぶいん紹介から請求までの手順

制度住宅の為、お客様から、礼金、更新料、手数料、保証金は取れませんが  
公社より貴社に「**成約手数料**」を、お支払い致します。



※公社が成約手数料を負担する住戸は**空住戸(退去が完了した住戸)すべてとなります。**